

## 東京工業高等専門学校産業技術センター利用細則

平成21年4月9日  
一部改正 平成24年3月28日

(趣旨)

第1条 この細則は、東京工業高等専門学校総合教育支援センター規則第9条の規定に基づき、東京工業高等専門学校産業技術センター(以下「センター」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 センターは、東京工業高等専門学校(以下「本校」という。)における教育・研究又は共同研究若しくは地域との技術交流・技術支援を行う場合に利用できるものとする。

(利用できる者の資格)

第3条 センターを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 本校の教職員
- 二 本校の学生
- 三 センターが行う業務の参加者

第3条の2 本校の教職員及び学生以外の者であって、次の各号の一に該当する者に対し、貸付による施設の利用を認めることができる。

- 一 本校と共同研究を実施する者
- 二 本校に研究を委託する者
- 三 本校と連携し、産学連携推進事業を実施する者
- 四 本校と連携し、地域貢献事業を実施する者

2 貸付による利用を認めることのできる施設及び貸付料は次の表のとおりとする。

| 施設名                      | 貸付料(年額)          |
|--------------------------|------------------|
| ものづくり室2(6103)            | 60万円             |
| ものづくり室3(準備室含)(6201・6203) | 60万円             |
| その他センター長が利用を認める施設        | 本校不動産管理役が別途算定する額 |

3 前2項に定めるもののほか、貸付による施設利用の手続等に関する事項は、センター長が別に定める。

(利用の申請)

第4条 センターを利用しようとするときは、利用申請書を提出し、センター長の承認を得なければならない。

(利用区域等)

第5条 前条によりセンター利用を承認された者(以下「利用者」という。)は、承認された利用区域内において、教育・研究等を行うものとする。

(報告等)

第6条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用状況等について報告を求めることができる。

2 利用者は、教育・研究等を終了若しくは中止したとき又は事故等が発生した場合は、速やかにセンター長に報告しなければならない。

(損害の弁償)

第7条 利用者が故意又は重大な過失により、施設又は備品等を損傷又は紛失した場合は、その損害を弁償するものとする。

(機器の搬入搬出)

第8条 利用者は、センター長の許可を得て、教育・研究等に必要な機器等を搬入し、使用することができるものとする。

2 利用者は、前項の規定による機器等の使用を終了したときは、速やかに搬出しなければならない。

3 前2項に係る経費は、利用者の負担とする。

(利用上の注意)

第9条 利用者は、利用に際し、この細則に定めるもののほか、センター長の指示を遵守しなければならない。

(利用承認の取消し等)

第10条 利用者が、この細則に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせた場合は、センター長は、その者の利用の承認を取消し、又はその者の利用を一定期間停止することができる。

(経費の負担)

第11条 センターの利用に係る経費は、センター長が別に算定し、利用者が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に必要があると認めるときは、利用に係る経費の負担を免除することができるものとする。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

## 附 則

1 この細則は、平成21年4月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

2 地域連携テクノセンター利用細則(平成21年3月5日制定)は廃止する。

## 附 則(平成24年3月28日一部改正)

この細則は、平成24年4月1日から施行する。